

観光地域パッケージ型インターンシップ促進事業受入地域選定要領

1 目的

この要領は、観光地域パッケージ型インターンシップ促進事業受入地域募集に関して提出のあった申請を審査し、観光地域パッケージ型インターンシップ促進事業受入地域（以下「受入地域」という。）を選定するために必要な事項について定める。

2 観光地域パッケージ型インターンシップ促進事業受入地域評価会議の開催

上記1の受入地域を選定するために、観光地域パッケージ型インターンシップ促進事業受入地域評価会議（以下「評価会議」という。）を開催する。

3 評価会議の構成

- (1) 評価会議の座長は観光誘客課長とする。
- (2) 評価会議は座長が招集し、座長が議長になる。
- (3) 評価会議は過半数の者が出席しなければならない。
- (4) この要領に定めるもののほか、評価会議に関し必要な事項は、座長が定める。

4 審査

提出された申請について、評価者が書類審査を行う。

5 審査基準

インターンシップの構成 (40点)	事業の趣旨を理解し、地域の関係団体・事業者等が一体となって、観光業で働くことや観光地で暮らすこと等の魅力を伝えることで人材確保を図ろうとする取組であること。	40点
実施体制 (30点)	代表団体の役割や参加事業者等の受入態勢が明確であり、確実な催行が期待できる。	30点
地域独自の取組 (30点)	観光業で働くことの魅力の他、先輩社員との座談会や、移住者との交流等、地域の独自の取組を通じた参加者の満足度の向上及び就業効果が期待できるものであること。	30点
合計		100点

6 採点

別添審査票により5段階で行い、「普通」を基準として、普通より優れているものは、「やや優秀」、さほど評価できないものは「やや劣る」、また、特別に優れていると判断できるものは「優秀」、また、特別に評価できないものは「劣る」とする。(100点満点)

配点は次表のとおりとする。

項目	優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る
1 インターンシップの構成	40	32	24	16	8
2 実施体制	30	24	18	12	6
3 地域独自の取組	30	24	18	12	6

7 審査方法

評価者は、提案者1者当たり100点満点で審査し、得点の高い順に順位づけを行う。同点である場合は、評価者の判断により順位づけを行う。ただし、審査表の全配点に上記評価者の人数を乗じた点数の6割を最低基準とし、評価点の合計が最低基準に満たない場合は選定しない。

8 審査結果の集計

- (1) 評価者が行った順位付けに対し、1位は5点、2位は4点、3位は3点、4位は2点、5位は1点を順位点として付与し、その順位点を合計して順位を決定する。順位点の合計が同点である場合は、評価者全員の協議により順位を決定する。
- (2) (1)で決定した順位により、観光地域パッケージ型インターンシップ促進事業受入地域募集要綱に定める範囲内で、受入地域を選定する。
- (3) 参加者が1者で、評価者の合計点数の平均が60点(普通)に満たない場合、不採択とする。

◇順位点

順位	順位点
1位	5点
2位	4点
3位	3点
4位	2点
5位	1点